

環境省同時発表

平成19年11月20日
経済産業省

平成18年度のフロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収・破壊法」という。）に基づき、平成18年度における第一種特定製品（業務用エアコン、業務用冷凍・冷蔵機器など）からのフロン類の回収量等の集計結果を公表します。

平成18年度に第一種特定製品から回収されたフロン類の量は約2,541トンであり、平成17年度の回収量と比較して約10.6%増加しました。

フロン類の回収の一層の徹底を図るため、本年10月から改正フロン回収・破壊法が施行されたところであり、引き続き法施行の徹底を図り、フロン類の回収等に努めてまいります。

1. 背景

フロン回収・破壊法によって、業務用冷凍空調機器の廃棄時等において冷媒として使用されているフロン類の回収が義務付けられており、第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機器から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事に登録している者）は毎年度、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事に報告し（法第22条第2項）、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）に通知しなければならないこととされている（法第22条第3項）。さらに、主務大臣は、この通知に係る事項等を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされている（法第46条）。

今般、上記規定に基づき、平成18年度分のフロン回収・破壊法に基づく第一種フロン類回収業者からの報告について都道府県知事から通知が行われ、それを取りまとめた結果を公表するものである。

2. 回収量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づく第一種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成18年度分の集計結果は表1のとおりであり、約88万台の機器から約2,541トンのフロン類が回収された。

表1 第一種フロン類回収業者の回収量等の報告の集計結果（平成18年度分）

	C F C	H C F C	H F C	合計
回収した第一種特定製品の台数 (台)	115,157	597,874	165,399	878,430
回収した量 (kg)	348,273	1,986,577	206,307	2,541,157
18年度当初の保管量 (kg)	24,330	112,498	15,312	152,140
破壊業者に引き渡された量 (kg)	283,444	1,657,661	170,578	2,111,683
再利用等された量 (kg)	63,047	325,321	33,974	422,343
18年度末の保管量 (kg)	26,070	116,111	17,065	159,246

(注：小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。以下同じ。)

前年度と比較した結果は表2のとおりであり、台数は2.9%減ながら、回収量は10.6%増と改善が見られた。

表2 前年度との比較

	平成17年度	平成18年度	増減	増減率
回収した第一種特定製品の台数 (台)	904,713	878,430	26,283	2.9%
回収した量 (kg)	2,297,873	2,541,157	243,284	10.6%
年度当初の保管量 (kg)	160,277	152,140	8,137	5.1%
破壊業者に引き渡された量 (kg)	1,866,374	2,111,683	245,309	13.1%
再利用等された量 (kg)	434,493	422,343	12,150	2.8%
年度末の保管量 (kg)	157,281	159,246	1,965	1.2%

(注：平成17年度の数値は、昨年度発表したものから一部修正されている。以下同じ。)

フロン類の種類別の回収状況は表3のとおりであり、引き続きH C F Cが回収の大半を占めている。

表3 ガス別の台数及び回収量の前年度比較

	C F C		H C F C		H F C	
	台数 (台)	回収量 (kg)	台数 (台)	回収量 (kg)	台数 (台)	回収量 (kg)
平成18年度	115,157	348,273	597,874	1,986,577	165,399	206,307
平成17年度	138,928	291,546	638,036	1,823,459	127,749	182,868
増減	23,771	56,727	40,162	163,118	37,650	23,439

3. 今後の取組

フロン類の回収量は、フロン回収・破壊法施行後順調に増加しており、フロン回収・破壊法施行5年目を迎え、着実に成果を上げている。しかしながら、冷媒フロン類の総廃棄量に対する回収率（注）は36～50%程度と推定され、さらにフロン類回収の徹底のための取組が必要である。

今年10月から、フロン類の引渡しの状況を書面で管理する行程管理制度の導入、整備時のフロン類回収義務の明確化等を柱とする改正フロン回収・破壊法が施行されたところであり、引き続き改正法の周知を図り、フロン類の回収・破壊が一層徹底されるよう取組を推進していくこととしている。

（注）業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率は、当該年度に廃棄されたと推定される業務用冷凍空調機器に含まれているフロン類の総量を推計し、これとフロン類回収量との比率で推計される。

この廃棄機器に含まれているフロン類の総量の推計根拠データは、パッケージエアコン、業務用冷凍冷蔵庫といった業務用冷凍空調機器の種類別の年度別出荷台数、廃棄台数の経年別割合、フロン類の初期充填量等であり、相当の仮定を置いて推計するものであるため、その推計値の精度は保証されたものではない。

単純な推計結果によれば、平成18年度に廃棄された業務用冷凍空調機器に含まれていた冷媒フロン量は約7,109トンであり、この数値とフロン類の回収量約2,541トンから、回収率は約36%（昨年度約32%）と推定される。

一方、上記に加え、空調について、建物の新設や除却等の統計などを考慮に加えて推計した場合、平成18年度に廃棄された業務用冷凍空調機器に含まれていた冷媒フロン量は約5,130トンであり、回収率は約50%（昨年度約44%）と推定される。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担当者：妹尾補佐、遠藤補佐、小宮係長

電話：03-3501-1511（内線3711～5）

03-3501-4724（直通）

環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

担当者：井上室長補佐、山口係員

電話：03-5521-8329（直通）